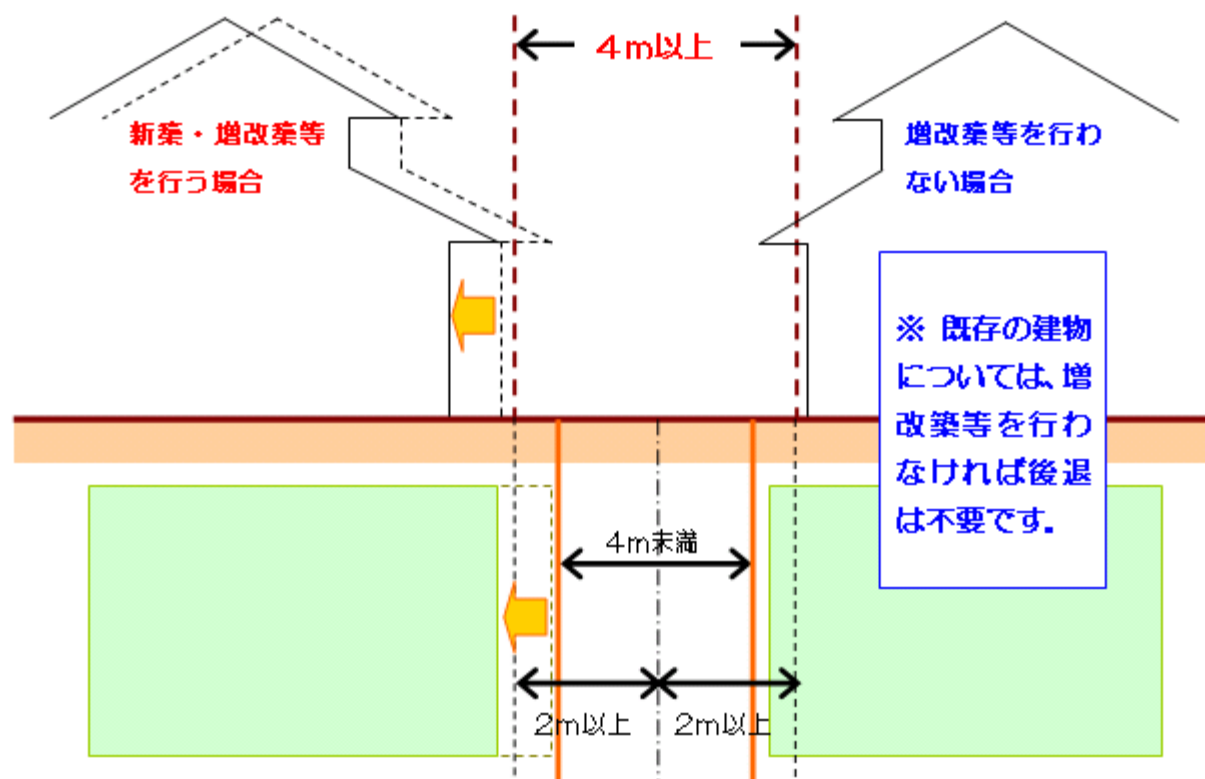


接道義務について

- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接している必要があります。
- 幅員4m未満の場合は、新築、増改築等の際には、道路中心線から2mの線が道路の境界線とみなされ、この部分に建物を建てることはできません。



道路の状況による建築物の後退

道路に接していない土地に建物が建つと・・・

道路に接していない土地に建物が建てられると、火災や地震が起きたときなどに、消防車などの緊急車両が入ることが出来ず、被害が拡大してしまう恐れがあります。

